

税務調査を受ける際の留意点

1. 収入計上に関する項目

期末の未収入金は適正に計上されているか

返戻再請求される収入の計上漏れはないか

患者から窓口で徴収する保険の自己負担部分の処理や計上は適正か

(従業員などに対し自己負担部分の金額の減免をしているような場合には、減免者や減免した金額などが説明できるように減免管理表や減免規定を作成しておく必要があります。)

自由診療収入に計上漏れはないか。また、消費税計算は正しく行われているか

(歯科は自由診療の割合が多いのでチェックが厳しくなります。医療費控除の際に使われた医療費の領収書からチェックされることもあります。また、歯科の自費カルテと歯科技工の請求書の突合がされることもあります。)

医薬品卸や葬儀会社などからのリベートや協賛金に計上漏れはないか

自動販売機・公衆電話などの雑収入に計上漏れはないか

窓口でのお金の流れやその管理者は誰か

2. 原価項目

医薬品・診療材料などの棚卸は適正に行われているか

(実地棚卸の際の原始記録が保存されているか)

(購入単価は期末直近の医薬品請求書と整合性がとれているか)

医薬品請求書の中に器具備品など資産計上すべきものがあつた場合、その処理は適正か

3. 人件費項目

架空人件費などの計上はされていないか

(タイムカード・履歴書・扶養控除等申告書などで人のチェックがされます。)

役員報酬について、過大報酬に該当する部分はないか

(形式基準・実質基準の両面からチェックされます。)

理事長の親族に対する報酬は実態に則して適正な金額か

(経営への関与度を明確にしておくこと)

(同じ仕事をする従業員と比較して、不相当に高額な報酬でないか)

4. 販売費及び一般管理費項目

交際費や交通費、厚生費などの中に理事長や他の理事の個人的な支出が含まれていないか

保険料の中に保険積立金や給与で処理すべきものは含まれていないか

修繕費の中に資本的支出で処理すべきものは含まれていないか

広告宣伝費の中に看板の制作費など資産計上すべきものが含まれていないか
消耗品費の中に資産計上すべきものが含まれていないか
寄付金の中に理事長の出身大学への寄附など、個人的な支出が含まれていないか
医療用機械の特別償却の計算は適正に行われているか

5. その他の項目

理事長と医療法人の間で不動産の賃借取引がされている場合、その取引は妥当か
(理事長の所有不動産を医療法人が賃借している場合にその賃料が適正であるかどうか)
理事長と医療法人の間で金銭の賃借取引がされている場合、その取引は妥当か
(理事長が医療法人から金銭の借入をしている場合に利息の計上は適正であるかどうか)
(医療法人が理事長から金銭の借入をしている場合、その金銭の出所を明確にすること)
理事長と医療法人の間で不動産などの売買取引がされている場合、その取引は妥当か
(取引金額が妥当か。売買契約書の作成。)
各種契約書に印紙は適正に貼付されているか
MS(メディカルサ・ビス)法人との取引がある場合、取引は適正に行われているか

6. 必要書類(3期分)

レジペ - パ -
現金出納帳
自由診療管理台帳
給料台帳
請求書
領収書
棚卸原始資料
総勘定元帳
社会保険診療振込明細書
レセコン
契約書 他